東肢連 第90号
令和5年7月30日発行

一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会
会長　池邉 麻由子
〒171-0021 東京都豊島区西池袋4-3-12
☎03-5956-3335 FAX03-5956-3336
事務局　E-mail : toushiren@toushiren.or.jp

目次

東肢連会長就任あいさつ…… 1
第94回 定期総会報告 …… 2
令和4年度 事業及び活動報告・収支決算報告 …… 3
代表理事変更 …… 6
令和5年度 事業及び活動計画・収支予算 …… 7
東肢連会長退任あいさつ…… 10
令和6年度東京都予算に対する要望書 …… 10
地区会長就任あいさつ …… 15
駅前放置自転車クリーンキャンペーン…… 15
事務局通信・編集後記 …… 16

東肢連会長 就任あいさつ

一般社団法人東京都肢体不自由児者
父母の会連合会
会長　**池邉 麻由子**

会員並びに関係機関の皆様には、平素より当会に対しまして、多大なるご理解、ご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

この度、東京都肢体不自由児者父母の会連合会会長に就任いたしました、池邉 麻由子（いけべ まゆこ）と申します。東京都新宿区在住で、新宿区肢体不自由児者父母の会会長となって今年で7年目になります。

双胎のため予定入院した日に双子の一人の心音の低下が認められ、28週0日で急遽、帝王切開で出産しました。1,072gで生まれた次男は、新生児呼吸窮迫症候群や動脈管開存症の症状があり、急性期が過ぎて体調が安定したころ、検査の結果、脳室周囲白質軟化症があると医師から告げられました。「こんなに小さく産んでしまって、ごめんね」と自責の念で落ち込む日々でしたが、子ども達の頑張り、夫や家族の励まし、懸命に治療してくださる医師や看護師さんの温かい声かけなどから、少しずつ前向きな気持ちになれました。生後5か月で退院した後は、双子育児の大変さから疲れて果てており、悩むことさえ忘れていました。1歳の時に、夫が留学していたイギリスへ子ども達を連れて移り住みました。イギリスのNHSの制度の下で診察や療育を受け、1年後に、夫がロンドンで勤務することになり転居、次男は、地域の肢体不自由特別支援学校の幼稚部のような所に2歳から通い始め、4歳半で帰国。新宿区立新宿養護学校、東京都立光明特別支援学校（当時）高等部を卒業した次男は、現在31歳になりました。週5日生活介護事業所に通所し、居宅介護のヘルパーさんの支援を受け、短期入所や移動支援などを利用しながら、在宅で生活をしています。

私が父母の会に入会したのは、息子が新宿養護学校に入学した時でした。肢体不自由児が全員就学できなかった時代に、我が子を学校に通わせたいとの思いから行政に要望を続け、日本でも数校しかない区立の肢体不自由養護学校の開校を実現してきた新宿区の先輩方は、熱い思いを持った方が多く、「私達が声を上げなかったら、子ども達が生きていく上で困っていることは、無いことになってしまうのよ」と課題解決のために地域で活動していくことの大切さを事ある毎に話されていました。

近年、東肢連加盟地区だけでなく、全国でも会員の減少や高齢化、役員など活動の担い手不足などで父母の会活動の継続が難しくなっている状況があります。昨年度、東肢連では、加盟地区へのアンケートによる実態調査を行い、研修大会で「父母の会の今を考える～実態を知り、今、何をすべきか考える～」をテーマに話し合いました。SNS等を活用し会の活動や取り組みを積極的に情報発信し、会員以外にも参加してもらえるイベント等で若い世代の悩みや意見を聞き、一緒に活動する意義を伝えていくような地道な努力が必要との結論に至りました。地域での実態、障害児者や家族のニーズや思いを集約し、要望として東京都や国の関係省庁等に届けることは、東肢連の重要な役割であることは言うまでもありませんが、私達父母の会は、医療的ケアの有無、病気や障害の原因、年齢に関らず活動しているからこそ、制度やサービスの狭間に抜け落ちて困ってい

る人の声に耳を傾け、共に支え合っていくことができるのではないかと思っています。同時に、障害のある子どもと過ごす日々の中で、一人ひとりが真の共生社会の実現のために社会に残るバリアを取り除くために、合理的な対話を続けていく必要もあると思っています。

私のように能力も経験も足りない者が会長としての務めを果たせるものか、全く自信はありませんが、加盟各地区の会長はじめ会員の皆様のお力添えをいただき、精一杯努力してまいります。

皆様の更なるご指導、ご鞭撻をお願いいいたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

第94回　定期総会報告

第94回定期総会が、令和5年5月24日(水) 11時より(株)東京在宅サービス会議室において、出席地区22地区（内委任状2地区）により開催されました。

上野事務局長の司会進行により開会、河井 文会長の挨拶に続き、坂 ますみ理事を議長に選出、議事録署名人に荒木 千恵美理事、蔦原 真紀子理事を選出した後、議案審議に入りました。

第1号議案の令和4年度事業及び活動報告が遠藤 美砂子常務理事より説明され、次に第2号議案の令和4年度決算報告が上野 賢事務局長より説明されました。

続いて、第3号議案の会計及び業務監査報告について、濱川 浩子監事より監査の結果適正に処理されている旨の報告がありました。また、監査を終えて今後に期待することとして竹政 真弓監事より以下のお話がありました。

「昨年度は河井会長をはじめとして、池邉副会長、常務理事の方々、また各理事の皆様がそれぞれの担当の担い手になり、滞りなく事業が執り行われました。加盟各地区にとってこの連合会の役割がより意義あるものとなるよう、連携を取りながら、今後とも協力し合って頂きたいと思います。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止策を工夫しながら事業を行う事にも慣れてきた1年でした。オンラインの導入により、外出の難しい人も会議に参加できるようになりました。と、同時に顔を合わせて話をすることにより、より多くの気づきを得られることも再認識できました。

今後もオンライン等の新しいツールを上手に取り入れながら、会員同士の繋がりを大切に活動してください。

また、全国における東肢連の立場と役割を改めて考え、話し合う機会がありましたが、会議に参加した皆さんの意見を取り入れ、一つにまとめ上げられました。今後も協力し東京都肢体不自由児者父母の会連合会の発展のために頑張っていきましょう。

経験に基づく知識や知恵と、新しい情報を収集する力を融和させて、皆さんがご活躍されることを期待しています。

東肢連としての運営資金（財源）の確保は、今年度も自助努力による益金の増加に知恵を絞り、安定運営を目指してください。

会長をはじめ理事の皆様には、さぞかしお忙しく大変なことと推察いたしますが、東京都肢体不自由児者父母の会連合会へのご尽力をよろしくお願い申し上げます。」

続いて3つの議案の採択に移り異議なく承認されました。

次に、第4号議案の代表理事変更案について河井会長より説明がありました。代表理事及び業務執行理事は、理事会で互選する旨、定款で定められているため、この場で臨時理事会を開催し議案の審議が行なわれました。審議の結果全会一致で承認されましたので、引き続き総会で理事会の結果が報告され、採択の結果異議なく承認されました。

引き続き、新たに就任した池邉 麻由子会長より以下の挨拶がありました。

「代表理事に就任いたしました、新宿区の池邉 麻由子です。河井会長の後任ということで大変なプレッシャーを感じております。河井会長の就任期間には、新型コロナウイルス感染症、創立60周

年記念式典そして全国大会などがありましたが、いつも私たちの前に立ちしっかり意見を伝えてくださる会長の頼もしさに、ただただ感謝し、後ろを歩いておりました。

昨年度は東肢連が連合会であるということを再認識する機会がありました。各地区からの課題を要望として纏め伝えていくという、連合会としての大事な役割を果たすためにも誰かが会長を引き受けねばならないと考えました。不肖ながら精一杯頑張らせていただく所存でございます。至らぬ点が多々あると思いますので、気付いたことがあればぜひお声をかけていただきたく存じます。皆様のお力添えをいただきながら務めを果たして参ります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。」

続いて、第5号議案の令和5年度事業及び活動計画案が遠藤 美砂子常務理事より、第6号議案の令和5年度収支予算案が上野 賢事務局長より説明され、これら2議案も採択の結果承認され、閉会となりました。

総会終了後、池邉 麻由子会長から7年間会長を務められた河井 文前会長へ感謝の花束が贈呈されました。

花束贈呈

（広報部　岸井 泰子）

令和４年度　事業及び活動報告

1．肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発運動に関すること。（定款第４条第１号事業）

(1) 会報「東肢連」を発行した。
　発行時期：第87号（7月）、第88号（11月）、第89号（3月）
　配 布 先：会員全員、関係機関、関係団体（特別支援学校長・同PTA等）

(2) 講演会
　新型コ ロナウイルスの影響により中止

(3) 研修大会（学習会）を開催した。
　日　程：令和4年11月9日（水）
　会　場：目黒区　こぶしえん　地域交流スペース
　参加人数　44名

(4) 第55回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会（愛知大会）
　日　程：令和4年9月10日（土）・11日（日）
　会　場：ロワジールホテル豊橋
　参加人数　28名

(5) 第59回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会長野大会
　日　程：令和4年6月25日（土）
　会　場：須坂市技術情報センター
　参加人数　78名

(6) 令和4年度関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナー
　日　程：令和4年10月22日（土）・23日（日）
　会　場：千葉県　蘇我コミュニティセンター
　テーマ：車いす等利用時のシーティングと支援機器等の活用について

(7) 東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」に協力した。
　実施時期：令和4年10月1日より12月31日まで

(8) 全国肢体不自由児者父母の会連合会発行の「わ」及び「いずみ」その他福祉に関する図書を各地区役員に配布した。

2．肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の 行う諸施策の協力に関すること。（定款第４条第２号事業）

(1) 東京都障害者団体連絡協議会に協力した。
　（東京都福祉保健局）

(2) 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに協力した。
　（東京都青少年・治安対策本部）

(3) 東京都立特別支援学校総合文化祭に後援団体として協力した。（主催　東京都教育委員会、東京都特別支援学校文化連盟）

(4) 東京都障害者総合スポーツセンター運営委員として委員会に出席し、協力した。（書面開催）

(5) 東京都多摩障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し、協力した。（書面開催）

(6) 東京都障害者福祉会館運営懇談会委員及び相談員として協力した。

(7) その他行政庁の行う諸施策については積極的に協力した。

3. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。(定款第4条第3号事業)

次の17地区において、地域の特性や障害の程度を考慮し、家庭における療育生活の充実を図るため、さわやかキャンプ・レクリエーションを実施した。

地区名	実施日	実施場所
足立区	9月22日	竹の塚障がい福祉館
板橋区	10月 9日	こもれび森のイバライド 筑波宇宙センター
江戸川区	11月 5日	栃木ココファームワイナリー他
大田区	12月 1日	そなエリア東京
葛飾区	10月17日	各会員家庭
北区	12月 3日	北区障害者福祉センター
渋谷区	6月29日	東京湾、お台場
新宿区	12月 4日	新宿区立新宿養護学校
杉並区	4月19日～ 9月14日	杉並区立障害者福祉会館ほか
墨田区	6月18日～19日	河口湖　富士レークホテル
世田谷区	6月18日	梅丘パークホール（北沢区民会館別館）
台東区	10月24日	台東区生涯学習センター
中野区	12月18日	各会員家庭
小平市	12月10日	小平市中央公民館ホール
府中市	6月24日～ 12月13日	市民活動センタープラッツ　会議室
三鷹市	12月 5日	各会員家庭
武蔵野市	12月14日	各会員家庭

4. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に対する調査研究に関すること。(定款第4条第4号事業)

(1) ブロック情報交換会を4ブロックで開催した。

(2) 研修大会テーマに合わせアンケート調査を実施した。

5. 管理・運営事業

(1) 行政施策に関する提案・要望書を東京都へ提出した。

「肢体不自由児者の福祉施策に対する要望書」を東京都知事宛提出した。

令和4年7月26日に福祉保健局及び教育庁へ内容を説明し要望した。

また12月16日に東京都知事（小池都知事所要のため所管副知事）に新型コロナウイルス感染症対策・住まいの場の整備、医療費助成制度などについて意見交換会を行った。

また、8月2日に共産党、8月26日に都民ファーストの会、9月1日に公明党、9月6日に自民党、9月12日に立憲民主党の都議会各会派に同様の要望書を提出し説明要望した。

(2) 令和4年度関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会会長・事務局長合同会議に出席した。

日　程：令和4年4月16日（土）
会　場：Zoom会議
日　程：令和4年10月19日（水）
会　場：Zoom会議
日　程：令和5年3月18日（土）
会　場：Zoom会議

(3) 新年会の開催

日　程：令和5年1月21日（土）
会　場：上野精養軒

(4) 令和4年度全国肢体不自由児者父母の会連合会総会に出席した。

日　程：令和4年5月14日（土）
会　場：Zoom

(5) 第93回定期総会を開催した。

日　程：令和4年5月17日（火）
会　場：株式会社東京在宅サービス会議室
議　題：令和3年度事業・活動報告及び収支決算報告
令和4年度事業・活動計画及び収支予算案
役員改選

(6) 理事会、常務理事会を必要に応じて開催した。

理　事　会：4月9日、7月9日、10月8日、2月11日
常務理事会：5月31日、8月9日、8月26日、10月8日、2月11日

(7) 地区連絡会を原則として毎月開催した。

地区連絡会：4月9日、5月7日、6月11日、7月9日、9月3日、10月8日、11月12日、12月10日、2月11日、3月11日

(8) 総務部会、福祉部会、広報部会を随時開催した。

総務部会：4月9日、10月8日、12月10日
福祉部会：4月9日、5月7日、5月17日、7月9日、9月3日、3月30日
広報部会：6月20日、6月30日、7月8日、10月14日、10月21日、11月1日、2月17日、2月22日、3月7日

令和４年度　決算報告

令和４年度　収 支 計 算 書

令和４年４月１日 から 令和５年３月31日

＜収入の部＞

（単位：円）

科　　目	予 算 額（A）	決算額（B）	差異（A-B）	備　　考
会費収入	（ 1,168,000 ）	（ 1,188,000 ）	（ ▲ 20,000 ）	
正会員会費収入	1,015,000	1,015,000	0	22 地区
賛助会員会費収入	153,000	173,000	▲ 20,000	東京在宅サービス他
事業収入	（ 1,000,000 ）	（ 540,000 ）	（ 460,000 ）	
参加事業収入	1,000,000	540,000	460,000	新年会他
補助金収入	（ 14,450,000 ）	（ 15,400,151 ）	（ ▲ 950,151 ）	
公共補助金収入	300,000	300,000	0	NHK 歳末助合い
民間補助金収入	14,000,000	14,960,151	▲ 960,151	
民間助成金収入	150,000	140,000	10,000	さわやかキャンプ
寄付金収入	（ 23,000 ）	（ 25,895 ）	（ ▲ 2,895 ）	
寄 付 金 収 入	1,000	3,895	▲ 2,895	
募　金　収　入	22,000	22,000	0	赤い羽根募金
雑収入	（ 201,000 ）	（ 196,823 ）	（ 4,177 ）	
受　取　利　息	1,000	43	957	
雑　　収　　入	200,000	196,780	3,220	島手そうめん
繰入金収入	0	0	0	
繰 入 金 収 入	0	0	0	
当期収入合計（a）	16,842,000	17,350,869	▲ 508,869	
前期繰越収支差額	5,708,000	5,708,827	▲ 827	
収 入 合 計　（b）	22,550,000	23,059,696	▲ 509,696	

＜支出の部＞

（単位：円）

科　　目	予 算 額（A）	決 算 額（B）	差異（A-B）	備　　考
事業費	（ 10,700,000 ）	（ 9,758,290 ）	（ 941,710 ）	
社会啓発事業費	6,000,000	5,673,535	326,465	会報、各大会他
家庭療育事業費	2,000,000	1,320,000	680,000	さわやかキャンプ他
調査研究事業費	1,300,000	1,045,695	254,305	福祉部活動費
通 信 事 業 費	1,400,000	1,719,060	▲ 319,060	ホームページ運営費他
管理費	（ 8,239,000 ）	（ 7,992,410 ）	（ 246,590 ）	
法 定 福 利 費	1,300,000	1,110,844	189,156	
福 利 厚 生 費	25,000	23,504	1,496	
会　　議　　費	20,000	18,532	1,468	
旅費・交通費	20,000	18,476	1,524	職員交通費他
通信・運搬費	280,000	213,723	66,277	電話・メール他
賃　　借　　料	1,486,000	1,574,320	▲ 88,320	事務所賃借料他

消耗品費	120,000	108,619	11,381	事務用品等
会場費	30,000	0	30,000	
負担金支出	395,000	390,000	5,000	全肢連会費他
委託費	1,200,000	1,200,000	0	
公租・公課	70,000	70,000	0	
寄付金支出	33,000	23,000	10,000	共同募金会
人件費	3,000,000	3,056,740	▲ 56,740	税理士等報酬含む
水道光熱費	120,000	120,000	0	電気代他
慶弔金	100,000	13,000	87,000	
雑費	40,000	51,652	▲ 11,652	振込手数料他
事業費・管理費　合計	18,939,000	17,750,700	1,188,300	
繰入金支出	240,000	240,000	0	
繰入金支出	240,000	240,000	0	
予備費	3,371,000	0	3,371,000	
予備費	3,371,000	0	3,371,000	
当期支出合計（c）	22,550,000	17,990,700	4,559,300	
当期支出差額（a）-（c）	▲ 5,708,000	▲ 639,831	▲ 5,068,169	
次期繰越収支差額（b）-（c）	0	5,068,996	▲ 5,068,996	

代表理事変更

代表理事　池邉 麻由子

なお業務執行理事として
　荒木 千恵美（副会長 新任）
　中村 恵子（福祉部長）　　遠藤 美砂子（総務部長）　　岸井 泰子（広報部長）

（順不同）

役員	氏名	地区名
理事	池邉　麻由子	新宿区肢体不自由児者父母の会
〃	荒木　千恵美	大田区肢体不自由児者父母の会
〃	中村　恵子	北区肢体不自由児者父母の会
〃	遠藤　美砂子	渋谷区肢体不自由児者父母の会
〃	岸井　泰子	目黒区障害者団体懇話会
〃	河井　文	府中市肢体不自由児者父母の会
〃	秋元　長子	江戸川区肢体不自由児者父母の会
〃	秋本　裕美	江東区肢体不自由児者父母の会
〃	小栗　敦子	小平肢体不自由児者父母の会
〃	山本　まゆみ	中野区肢体不自由児者父母の会
〃	菊池　昌子	墨田区肢体不自由児者父母の会
〃	坂　ますみ	世田谷区肢体不自由児者父母の会
〃	蔦原　真紀子	武蔵野市肢体不自由児者父母の会

令和５年度　事業及び活動計画

１．事　業　計　画

(1) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発運動に関すること。

(2) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。

(3) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。

(4) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に関する調査研究に関すること。

(5) 会員相互の共通理解を深める研修・研鑽に努めること。

(6) その他本会の目的達成に必要なこと。

２．活　動　計　画

(1) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発活動に関すること。

①会報「東肢連」を下記のように発行し、会員及び地域の社会的啓発活動に寄与する。

会報「東肢連」

発行予定時期：第90号（7月）、第91号（11月）、第92号（3月）

配布先：会員全員、関係機関、関係団体（特別支援学校長・同PTA等）

②講演会の開催

日　程：令和５年11月20日（月）

会　場：渋谷区　地域交流センター新橋

テーマ：未定

講　師：株式会社NEO　岡本 敏夫氏

③東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」に協力する。

実施時期：令和５年10月１日

④全肢連発行の「わ」及び「いずみ」その他福祉に関する書籍を配布する。

(2) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。

①東京都障害者団体連絡協議会に協力する。（東京都福祉保健局）

②駅前放置自転車クリーンキャンペーンに協力する。（東京都生活文化局青少年・治安対策本部）

③東京都特別支援学校総合文化祭に後援団体として協力する。（主催：東京都教育委員会、東京都特別支援学校文化連盟）

④「障害者週間」記念の集い・第43回ふれあいフェスティバル式典・記念の集いに参加協力する。

⑤東京都障害者総合スポーツセンター運営委員として委員会に出席し協力する。

⑥東京都多摩障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し協力する。

⑦その他行政庁の行う諸施策について積極的に協力する。

(3) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。

加盟22地区において、地域の特性や障害の程度を考慮し、家庭における療育生活の充実を図り、さわやかキャンプレクリエーションを実施する。

実施地区：加盟22地区

(4) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に対する調査研究に関すること。

福祉部が主催する学習会を年1回～2回程度開催する。

(5) 会員相互の共通理解を深める研修・研鑽に努めること。

①研修大会の開催

日　程：令和５年９月20日（水）

会　場：足立区　シアター1010　アトリエ

テーマ：子供の命を守るための防災備蓄（案）

講　師：岡部 梨恵子氏

②第56回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会（岡山大会）に参加する。

日　程：令和５年８月５日（土）
　　前夜祭　８月４日（金）

会　場：岡山コンベンションセンター（ままかりフォーラム）

③第60回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会栃木大会に参加する。

日　程：令和５年７月１日（土）

会　場：オンライン配信

④令和５年度関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナーに参加する。

日　程：令和５年10月21日（土）・22日（日）
会　場：群馬県

⑤新年懇親会を開催する
日　程：令和６年１月20日（土）
会　場：上野精養軒

⑥全国及び東京都レベルの研修会
東京都及び全社協等が行う各種研修会・行政説明会に参加する。

(6) その他本会の目的達成に必要なこと。

①第94回定期総会の開催
日　程：令和５年５月24日（水）
会　場：株式会社東京在宅サービス会議室

②理事会を原則として年４回（４月、７月、10月、２月）開催する。
また、常務理事会を必要に応じ開催する。

③地区連絡会を原則として毎月開催する。

④各部会（総務、福祉、広報）を必要に応じて開催する。

⑤ブロック情報交換会を各ブロック毎に年１回開催する。

⑥行政施策に関する提案・要望書を東京都及び東京都議会へ提出する。（7～9月）

⑦令和５年度関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会会長・事務局長会議に出席する。（令和５年４月22日）

⑧全国肢体不自由児者父母の会連合会会長事務局長会議に出席する。（令和５年５月27日）

⑨地域・会員相互の情報交換と親睦を図るための交流事業を実施する。

令和５年度　収支予算

令和５年４月１日～令和６年３月31日

＜収入の部＞　（単位：千円）

科　　目	令和４年度予算額	令和５年度予算額	増 減（▲）	備　　考
会費収入	(1,168)	(1,158)	(▲10)	
正会員会費収入	1,015	1,005	▲10	22地区
賛助会員会費収入	153	153	0	東京在宅サービス他
事業収入	(1,000)	(1,000)	(0)	
事業参加収入	1,000	1,000	0	
補助金等収入	(14,450)	(16,550)	(2,100)	
公共補助金収入	300	300	0	赤い羽根共同募金
民間補助金収入	14,000	16,200	2,200	CCBJI他
民間助成金収入	150	50	▲100	さわやかキャンプ
寄付金収入	(23)	(23)	(0)	
寄付金収入	1	1	0	つながる募金
募金収入	22	22	0	赤い羽根募金
雑収入	(201)	(201)	(0)	
受取利息	1	1	0	
雑収入	200	200	0	島手そうめん
繰入金収入	0	0	0	
繰入金収入	0	0	0	
当期収入合計（A）	16,842	18,932	2,090	
前期繰越収支差額	5,708	5,068	▲640	
収入合計（B）	22,550	24,000	1,450	

＜支出の部＞

（単位：千円）

科　　目	令和４年度予算額	令和５年度予算額	増 減（▲）	備　　考
事　業　費	(10,700)	(11,300)	(600)	
社会啓発事業費	6,000	6,000	0	会報・各大会他
家庭療育事業費	2,000	2,500	500	さわやかキャンプ他
調査研究事業費	1,300	1,300	0	福祉部活動費
通信事業費	1,400	1,500	100	ホームページ運営費
管　理　費	(8,239)	(8,399)	(160)	
法定福利費	1,300	1,300	0	
福利厚生費	25	25	0	
会　議　費	20	20	0	理事会他
旅費交通費	20	20	0	職員交通費他
通信運搬費	280	300	20	電話・メール他
賃　借　料	1,486	1,486	0	事務所借料他
消耗品費	120	120	0	事務用品等
会　場　費	30	30	0	
負　担　金	395	395	0	全肢連会費他
委　託　費	1,200	1,260	60	
公租公課	70	70	0	都民税
寄付金支出	33	33	0	共同募金会
人　件　費	3,000	3,000	0	税理士等報酬含む
光熱・水費	120	180	60	電気代他
慶　弔　金	100	100	0	
雑　　費	40	60	20	振込手数料他
事業費・管理費　合計	18,939	19,699	760	
繰越金支出	240	240	0	
繰　越　金	240	240	0	
予　備　費	(3,371)	(4,061)	(690)	
予　備　費	3,371	4,061	690	
当期支出合計（C）	22,550	24,000	1,450	
当期支出差額（A）－（C）	▲5,708	▲5,068	▲640	
次期繰越収支差額（B）－（C）	0	0	0	

東肢連会長退任あいさつ

河井　文

5月24日定期総会時に開催した臨時理事会にて承認いただき、河井 文は代表理事を退任し、池邉理事が新たに代表理事に就任いたしました。

代表理事として活動していた7年間は、東肢連60周年記念式典・祝賀会、全国大会(東京大会)、新型コロナウイルス感染症の対応など様々なことを経験させていただきました。また、東肢連がどうあるべきかについても各地区会長はじめ皆さんと考える機会もありました。事あるごとに常務理事はじめ役員の方々や様々な方からご意見を伺いながら対処し、これまで務めを果たすことが出来ました。これも会員の皆様や関係機関の皆様のご理解、ご支援があってこそであり、深甚なる感謝を申し上げます。

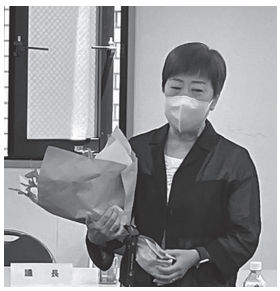

私たちは障害のある子どもたちが地域の中で安心、安全に、本人の思いを形にしながら生きていけるように力を尽くしていく団体です。それは昔も今も変わりませんし、これからも同じ思いで活動していくと思います。

これまでの会員の皆様、関係機関の皆様のご厚情に感謝申し上げますと共に、池邉新会長並びに東肢連への変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げまして退任のご挨拶とさせて頂きます。

本当にありがとうございました。

令和６年度東京都予算に対する要望書

一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会

総　論

東京都におかれましては、日頃より当連合会に対しまして格別なご支援とご理解を賜り深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの発生から3年余りが経ち、今年5月からは5類に引き下げられ季節性インフルエンザと同様に扱われることになりましたが、障害者やその家族は重症化を恐れ、これまでと変わらず最大限の配慮をしつつ感染防止に努めている日々です。

東京都では「第80回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、今後も東京モデルとして引き続き高齢者や障害者に対する感染症対策を継続するとの決定をされましたことに大変感謝しております。今後新型コロナウイルス感染症の再拡大や、新たな感染症の拡大も想定されますが、どのような状況においても障害児者のいる家庭が安心して生活する中で予防・治療・療養できる環境を整えていただきたいと思います。

医療の進化や障害者の高齢化・重症化が進む中で、日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の数は年々増え続けております。“住み慣れた地域で暮らし続ける”ためには、在宅生活を支える根幹でもある短期入所施設、医療的ケアへの対応も含め肢体不自由者が入居できるグループホーム、また、グループホームでは対応が難しい肢体不自由者のための入所施設が必要不可欠ですが、その数は圧倒的に不足しております。しかしながら、土地の価格も人件費も高額である東京都での福祉施設の創設は大変困難な状況です。昨今の物価高騰により、その状況はさらに悪化しております。

それぞれの施設整備に関しては、東京都内でも地域間格差が顕著になってきております。東京都ではこの地域間格差を放置することなく、どの地域においても障害児者が安心して暮らしていけるように施策を行ってくださるようお願いいたします。

障害がある人もない人も、すべての人が安心して暮らせる共生社会の実現に向け、なお一層のご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

《要望事項》

1. 感染症対策および医療体制について

①新型コロナウイルス感染症の新たな感染拡大や、今後発生し得る新たな感染症に備え医療体制を整えてください。

今後、ふたたび感染拡大した時に備え、障害児者に対応できる療養施設（医療機関）の充実に努めてください。

②通常の入院治療の際だけでなく、新型コロナウイルス感染症等に罹患している場合でも、特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者が誰でもヘルパーの付き添いを受けられるように対策を講じてください。

現在、重度障害者が医療機関に入院する場合、コミュニケーション支援としてその患者を熟知している重度訪問介護ヘルパーの付き添いが認められています。しかし多くは重度訪問介護を利用していない、あるいは利用できない状況です。特別なコミュニケーション支援を必要とする障害児者が入院治療する際には、新型コロナウイルス感染症等の感染症に罹患している場合でも、必要に応じてどの障害児者も同様に身体介護のヘルパーを病院に派遣していただけるよう都として対策を講じてください。

2. 緊急時の受入態勢について

障害児者の介護を担う者が事故や急病の際、緊急時の受入態勢について地域間の格差が生じないよう整備してください。

地域生活支援拠点等の整備において必須事業である「緊急一時保護」については、地域間格差があるのが現状です。全区市町村で24時間365日機能するよう東京都として強力に働きかけると共に、地区単独では難しい場合は都内でネットワーク化できるようにしてください。

3. グループホームについて

①重度身体障害者（医療的ケアを含む）が入居しているグループホームの数、入居している重度身体障害者の数を調査し地域ごとの実態を把握したうえで、重度身体障害者が入居できるグループホームの具体的な数値目標を明示し、増設を推進してください。

「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」では、令和5年度末の整備目標を定員2500人増としていますが、東京都では様々な支援や助成・加算をしていただいているにも関わらず重度身体障害者（医療的ケアを含む）の入居できるグループホームの整備は進んでいません。

②重度身体障害者（医療的ケアを含む）が利用するグループホームがスムーズに設置され安定運営されるように、都内の高額な人件費・物件費の補助をしてください。さらに昨今の物価高騰を反映した補助の拡充や報酬単価の上乗せをしてください。また、都として積極的に人材を育成してください。

医療的ケアの有無にかかわらず濃厚な医療の必要な者にとって、親亡き後も安心して地域で生活していくためには、医療対応型グループホームの整備が必要不可欠です。しかし土地の高騰に加え、設置費用が高額なためなかなか設置が進みません。また、手厚い支援体制が必要なため人件費など運営費用がかかり継続が難しくなっています。事業者に過度な負担がかからぬ安定運営が、利用者の安心生活につながります。

4. 入所施設について

①重度身体障害者（医療的ケアを含む）が利用できる入所施設を、未設置の地域に整備してください。

障害の重度化や高齢化、また医療的ケアの内容により、グループホームで生活することが難しい障害者が増えています。親亡き後も住み慣れた地域での生活を続けるためには、各地域に入所施設が必要です。各地域に重度身体障害者（医療的ケアを含む）が利用できる入所施設を整備するよう、都から働きかけてください。少なくとも各福祉圏域で必ず1か所は整備するよう指導してください。

②福祉型入所施設における重症心身障害者の緊急対応や体調管理は、嘱託医だけの体制では厳しいです。一定規模の病院と密に連携するなどして必要に応じて訪問診療や訪問看護が受けられるようにしてください。

医療型入所施設である療育センターのベッド数は限られており、利用を希望してもなかなかかないません。多くの者が医療面に不安がありつつも

地域の福祉型入所施設で生活しています。

福祉型入所施設では、日常的に胃瘻、導尿や排泄時の浣腸や摘便などの医療的ケアを必要としている者のケアに加え、感染症などで施設療養することになった場合などに、現在の体制では大変不安です。現に、今回のコロナ感染で気管切開した利用者は、施設に戻れない状況です。重症心身障害者は医療的ケアがなくても医療とのつながりはとても重要です。福祉型入所施設でも嘱託医以外に非常勤医師や非常勤看護師を配置できるよう加算を設けているとのことですが、補助や加算には地域間格差があるうえ、人材不足かつ不安定な仕事であるため、担い手がいない状況です。

5. 短期入所施設について

①各地域で、入所施設・グループホームを設立するときには必ず短期入所施設を併設するよう働きかけてください。

重度身体障害児者（医療的ケアを含む）が利用できる短期入所施設は、都の西部地域に比べ23区内、特に東部地域・西南部地域に大変不足しています。各地域で、入所施設・グループホームを設立するときには必ず短期入所施設を併設するよう働きかけてください。

②短期入所単独型事業所の開設が増えるように東京都独自の加算を設けてください。

それぞれの入所施設やグループホームへの併設だけではベッド数が足りていません。各地域に短期入所単独型の事業所が開設されることで、希望する者が短期入所サービスを受けることができます。

③利用者の状態に応じて、介護職員を増員できるような仕組みを作ってください。

医療的ケアはないが手厚い支援が必要な者（例えば、車椅子利用でも多少歩行することができる者、大声を出す等で集団での行動が難しい者、痙攣発作の恐れがあり24時間見守りが必要な者等）は、介護職員不足のために短期入所の受入れ先がありません。希望者全員が分け隔てなく障害福祉サービスを利用するためには、介護に必要な職員の増員が必要です。

6. 成人者の補装具の判定について

成人者の補装具の判定を、更生相談所ではなく、一部の地域で認められているようにそれぞれの地域で受けられるようにし、負担軽減してください。

更生相談所は都内に2か所しかなく、重度身体障害者と介護者にとってその往復は大変な負担です。負担軽減のために、一部の地域で認められているようにそれぞれの地域で判定を受けられるようにしてください。その環境が整うまでは、利用者視点に立った行政手続のデジタル化を推進している今、リモートでの判定を可能にしてください。

7. 障害福祉事業者の休廃業について

訪問介護事業所や訪問看護ステーションの休廃業が増えています。これ以上減らないよう都として対策してください。

訪問介護事業所や訪問看護ステーションが健全に運営されることは、地域で暮らす障害者とその家族にとって重要なことです。しかし、人材不足に加えコロナ禍の影響もあり、休廃業が相次ぎ、支給量はあってもサービスを利用することができず大変困っています。在宅障害者の生活を支える医療資源の確保に、都として具体的な施策を講じてください。

8. 重度訪問介護について

重度訪問介護支援を引き受けてくださる事業者が極めて少なく、長時間の利用でないと断られるのが現状です。都として、短時間でもサービスの利用が可能になるよう策を講じてください。

重度訪問介護支援を引き受けてくださる事業者は極めて少ない上に、長時間利用することで成り立っている報酬単価のため、日常的に移乗・入浴介助・食事介助・排泄介助等の身体介助が主となる2～3時間程度の利用では、報酬に見合わないからとほとんどの事業者から断られるというのが現状です。生活していくうえで隙間なく支援していただける制度なのにもかかわらず、重度訪問介護サービスが利用できない現実があります。短時間の利用でも、必要な家庭に必要な支援が行き届くように、策を講じてください。

9. 都立療育センターについて

①東京都の東部地区と西南地区に都立療育センターを新設し、医療的ケアの有無にかかわらず重度身体障害児者が利用できる通所施設及び短期入所施設を整備してください。

濃厚な医療的ケア者は、医師の常駐がない福祉型生活介護施設での通所の受け入れはなく、都立療育センターの成人通所部門では通所日数の制限をされ、在宅生活を余儀なくされている状況です。重度身体障害児者が利用できる短期入所施設は、東京都の西部地域に比べ23区内、特に東部地区・西南地区にはとても少ないのが現状です。障害の重度化や本人・保護者の高齢化も進み、遠方の施設を利用することは大変困難です。東京都の東部地区と西南地区に都立療育センターを新設し地域間格差をなくし、重度身体障害児者（医療的ケアを含む）が居住地近辺で利用できる短期入所サービスを切望します。

②今後、北療育医療センターやその分園、東大和療育センターやよつぎ療育園などの都立療育センターにおいて、建て替えや大規模改修がある時には、通所に加え入所施設・短期入所施設・緊急一時保護機能を整備してください。

重症心身障害者（医療的ケアを含む）の多くは、医療の整った療育センターへの入所を希望しています。

都立療育センターの医師を主治医としている在宅重症心身障害児者が、緊急時に日頃の状態を知らない初めての医療機関にかかることは、本人・保護者にとって大変不安なことです。療育センターの体制を整え、療育センターの医師が主治医である在宅重症心身障害児者については緊急時には療育センターでの短期入所・緊急一時保護の受入れを実施してください。

③各都立療育センターに「成人医療移行外来」を設置し、丁寧な地域医療への移行を進めてください。

府中療育センターの外来部門では、18歳以上の患者に対して地域の医療機関に代わるよう主治医から打診されていますが、府中市内の一般内科では、障害者の診療経験がほとんどなく、受入れ医療機関を探すのが多変困難です。療育センターの相談員が一緒に探すとのことですが、あまり機能していません。国立成育医療研究センターのような移行外来（トランジション外来）を設置し、丁寧に適切な形で地域移行できるようにしてください。小児科から成人対象の医療機関に移行する場合は、きめ細かな情報の提供と一定期間両方の診療科を受診し情報を共有することで、安心して地域医療機関に移行できます。

10. 防災について

①令和３年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画作成が区市町村の努力義務となりましたが、なかなか進んでおりません。災害の種類によって避難の仕方が違ってくることを踏まえた個別避難計画が、適切かつ早急に実効性のある形ですべての地域で作成されるように東京都として推進してください。

重度の障害児者を抱える家庭では移動が困難なことに加え避難所での生活への不安のために、避難所への避難はあきらめ自宅避難を考えている家庭が多いですが、避難せざるを得ない状況も予想されます。「誰一人置き去りにしない」ために個別避難計画は必要不可欠です。

②福祉避難所は、現在の設置数では不足することが予想されます。区市町村では一般避難所の中に福祉避難室を必ず設けるなどして、要配慮者や障害者のための避難場所を増やすよう都からも指導してください。

障害児者とその家族が一般避難所に避難せざるを得ない場合、大きな空間での避難生活は精神的にも身体的にも多くの負担がかかります。要配慮者が少しでも安心して避難生活を送るために小規模な福祉避難室（または福祉避難コーナー）を、それぞれの避難所に必ず設置するよう都から指導してください。

11. 親の就労支援について

障害児の主たる介護者である母親が、障害児が学校卒業後も就労し続けられるよう、都独自の就労支援を新たな事業として制度化してください。

児童発達支援や放課後等デイサービスの拡充により、乳幼児並びに学齢期の余暇活動支援は充実しつつありますが、それに伴い介護者の就労率も増加しています。卒業するとそれらの支援を一切受けるこ

とができず、障害者とその家族の生活に重大な支障を来す事案が増えています。青年期にも、放課後等デイサービスに代わる成人期余暇活動支援の充実を図り、乳幼児期から成人まで切れ目のない支援をしてください。また、「重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援事業」は、年間96時間（月間8時間）では家族の就労に繋がりません。

12. 地域施設活用型事業について

地域施設活用型事業においても、特別支援学校と同様な指導医の配置、看護師や支援員が同乗する専用バスの配置などを定め、医療的ケア者を含む重症心身障害者が在宅生活を強いられることがないよう、安心して安全に通所できるようにしてください。

医療型通所施設への通所を希望しても、通所がかなわなかったり日数の制限があったりして、やむを得ず福祉型生活介護施設に通所している重症心身障害者が少なくありません。医療連携が定められていても医療的ケアを実施するための指導医の配置などがなく、気管切開や人工呼吸器装着など高度な医療的ケア者の受け入れは進んでいません。医療的ケアのある重症心身障害者が在宅生活を強いられることがないよう、指導医の配置や看護師同乗の通所バス配置などを事業の条件としてください。

13. 都有地の活用について

都有地活用による福祉インフラ整備事業を今後も引き続き推進し、福祉施設の建設を促進してください。

福祉施設の候補地として適切な都有地がある時や都営住宅の建て替え等の時には、福祉インフラ整備事業の活用により積極的に地元区市町村と連携し、福祉施設の設立を推進してください。

14. バリアフリーについて

①重度身体障害児者が地域でスムーズに移動するために、公共交通施設では大型エレベーターを少なくとも1基導入することを「福祉のまちづくり条例」で定めて整備してください。

緊急時の対応などに配慮し、ストレッチャーを乗せることができる奥行き概ね200センチメートル以上あるエレベーターが必要です。公共施設では大型エレベーターを少なくとも1基導入することを「福祉のまちづくり条例」で定め整備してください。

②利用者の多いエレベーターについては、真に必要としている車椅子使用者が優先的に利用できるエレベーターを別途設置するなど都としての新たな基準を検討し、さらに適正利用についての啓発に努めてください。

近年ベビーカーやキャリーバッグを利用する方の増加等により、エレベーターの利用者が増え、エレベーターでしか移動できない車椅子使用者がなかなか利用できないことがあります。積極的に広報啓発し、車椅子使用者も暮らしやすい環境を整備してください。

15. 介護保険への移行について

障害者福祉サービスから介護保険への移行にあたり、高齢障害者の不利益にならないようにしてください。移行時にケースワーカーとケアマネージャーを同席して十分な説明をするよう、各区市町村への指導を強化してください。

地域によっては、移行によって利用時間が減るなど、サービスの質が低下したという声を聞きます。介護保険にはないサービスは障害福祉サービスが利用できることや、介護保険の支給時間でカバーできない場合は障害福祉サービスで補うことができることなどについて丁寧な説明が必要です。

16. 心身障害者医療費助成制度（マル障）について

心身障害者医療費助成制度（マル障）の所得制限を無くしてください。

障害児者は長期の投薬治療や高額な入院治療が必要なために経済的に大きな負担があります。生涯にわたって所得制限を無くしてください。

17. 成人の医療的ケア者のための相談窓口について

東京都医療的ケア児支援センター2か所が稼働していますが、成人の医療的ケア者に関しても相談を受けてください。

成人医療的ケア者に関しても専門知識を持った方に対応していただけるよう、相談対象者を広げてください。

地区会長就任あいさつ

府中市肢体不自由児者父母の会 会長　高橋　史

前任の河井会長からバトンを受け取り、今年度より府中市の会長をさせていただくことになりました、高橋 史（ふみ）と申します。

三兄弟の長男が、生まれたときから他の子とはどこか違う不思議な子だったことから、この世界（障害児の親という未知の世界）に身をおいて早30年余りが経ちました。

駅にエレベーターなんて無いのが当たり前だった30年前、身障者用トイレにオムツ替え可能な（ベビー用でない）シートなんて以ての外だった20年前を思えば、今は本当に暮らしやすくなりました。

とはいえ、まだ世間の人々の多くは「肢体不自由児者」の存在すら気づかないまま一生を終えていくのが現状です。

これまでの先輩方がそうしてきたように「今」直面している課題を根気よく届け続けていくことと、「今」の時代に合わせて変化することを恐れず上手に組み合わせていくことで、必ず未来は良くなると信じて活動していけたらと思います。

微力でも無力ではないはず‼
どうぞよろしくお願いいたします。

第40回　駅前放置自転車クリーンキャンペーンにご協力を

今年も昨年に続き「駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱」が下記（一部省略）のとおり決まり、実施されることになりました。今回も東肢連として協賛することになりましたのでご協力お願いいたします。

記

1. 目　的

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっている。これまで、区市町村や関係機関等の地道な努力により放置自転車の状況は改善しているものの、都内では依然として約1.76万台の自転車等（うち、自転車は約1.63万台）が駅周辺に放置されている。

このため、東京都では「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車通勤する従業者の駐輪場所の確保・確認や顧客に対する駐輪場利用の啓発等を事業者の責務と規定するなど、社会全体による放置自転車対策を推進しているところである。

さらに、東京都自転車安全利用推進計画において、令和3年度から令和7年度までの5か年で駅前放置自転車の台数を1.5万台以下にすることを目標に掲げている。

こうした中、放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係機関等が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施する。

2. 内　容

(1) 別紙Ⅰ（省略）のとおりとする。
(2) 活動の重点は、「広報活動、駅前放置自転車の撤去等」とする。
(3) 統一標語は
「**自転車の 代わりに置こう 思いやり**」とする。

3. 時　期

令和5年10月22日から同月31日までの10日間とする。

またキャンペーン事前周知活動も実施する。

4. キャンペーンの実施・参加機関等

(1) 実施・参加機関等
主　　催　東京都・区市町村
構成団体　国土交通省（東京・相武国道事務所）、警視庁、東京消防庁、東日本旅客鉄道

（株）、（一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）、（一社）東京バス協会、（一社）東京ハイヤー・タクシー協会、東京商工会議所、東京都商店街振興組合連合会、関東百貨店協会、（一財）日本自転車普及協会、（一財）東京都交通安全協会、東京都公立高等学校長協会、東京都障害者団体連絡協議会（（一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会、東京都盲人福祉協会）、他14団体

協力団体　（社）東京都個人タクシー協会、日本チェーンストア協会、ほか3団体

（2）各実施・参加機関等の役割は別紙2（省略）のとおりとする。

5. 実施計画の策定（省略）

6. 首都圏駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

首都圏駅前放置自転車対策協議会加盟の隣接3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）及び5政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）は密接に連携し、クリーンキャンペーンを統一実施する。

事務局通信

《 東京都肢体不自由児者父母の会連合会　賛助会員募集のご案内 》

東京都肢体不自由児者父母の会連合会では、賛助会員の募集をしています。

賛助会員会費　個人会員一口　3,000円
　　団体会員一口　10,000円

尚、賛助会員の皆様には、年3回発行の会報「東肢連」の発送や各種イベントの案内をお送りさせていただきます。

『令和5年度　賛助会員・支援企業（敬称略）』（7月1日現在）

- （株）東京在宅サービス
- （株）アペックス
- ぜんち共済（株）
- 真韻（株）
- 島手そうめん販売（株）
- 稲美工芸印刷（有）
- インプルーブ（株）
- 鈴木弘美
- （株）八洋
- （株）NEO
- パラモナーク

ご支援いただき感謝申し上げます。

編集後記

新型コロナウイルス感染症が5類となり、街には3年前の日常が溢れています。制限を設けていた東肢連の活動も変わっていきそうです。とはいえ、完全な終息ではないことを認識し気を引き締めて行動しましょう。広報部は、引き続きより多くの情報を皆様にお届けできるよう努めてまいります。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

会報第89号1ページ目に、誤りがありました。正しくは以下の通りです。
お詫びして訂正いたします。

正：墨田区の菊池会長　　誤：墨田区の菊地会長

（広報部一同）